

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

沖縄県沖縄市古謝二丁目七番二七号

合同会社Y・TECH
清算人 内間 安治

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年三月十九日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

栃木県足利市島田町八二二番地六

医療法人みくりや整形外科
清算人 鈴木 佑介

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年九月十二日開催の社員総会の決議並びにさいたま市長の認可により、令和八年三月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

埼玉県さいたま市南区文蔵三丁目二七番三三
医療法人屋成外科胃腸科医院
清算人 屋成 信行

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十二月十六日開催の理事会及び評議委員会の決議により、令和八年三月三十日埼玉県知事の認可を受けて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

埼玉県幸手市大字幸手三九三一

学校法人中村学園
代表清算人 並木 昭憲

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年三月四日、東京地方裁判所の解散命令の確定により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、令和八年五月二十日から令和九年五月二十日までの間にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都渋谷区松濤一丁目一番二号

清算法人世界平和統一家庭連合
清算人 伊藤 尚

解散公告(第一回)

当組合は、令和八年三月三十日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

神奈川県愛甲郡愛川町三増一〇〇番地

農事組合法人中央養鶏愛川農場
清算人 彦坂 順

解散公告(第一回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

横浜市都筑区茅ヶ崎中央五一番一号ベル
ヴィル茅ヶ崎三下
医療法人彰裕会
清算人 北條 秀人

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年三月二十九日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

新潟県新潟市東区南紫竹二丁目一番一四号

レジデンス南紫竹管理組合法人
清算人 相田 幸一

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年三月十七日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

三重県津市大門一〇番六号

医療法人双樹会
清算人 林 秀俊

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

山口県下関市清木鞍馬一丁目一〇番三七号

医療法人イーハ・トーヴ
清算人 中村 享代

解散公告(第一回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

鹿児島県奄美市名瀬長浜町一三番七号

医療法人中村齒科
清算人 中村 繁

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年三月十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

北海道苫小牧市住吉町一丁目一番地四

医療法人社団鍋島皮膚科クリニック
清算人 鍋島加世子

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年三月六日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

北海道登別市富岸町二丁目二番地一八

医療法人社団さわだ整形外科
清算人 澤田 一二

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十二月十三日開催の社員総会の決議並びに山形県知事の認可により、令和八年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

山形市小立三丁目一三番二五号

医療法人社団佐藤整形外科クリニック
清算人 佐藤 信彦

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十月一日開催の社員総会の決議及び茨城県知事の認可により令和八年三月十九日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

茨城県笠間市笠間一七九番地

医療法人太田皮フ科
清算人 太田 祐一

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年二月二十五日さいたま地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

埼玉県朝霞市大字膝折六八番地

丸山教朝霞支教会
清算人 青山 隆治

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年三月三十一日港区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十二日

東京都新宿区神楽坂一丁目一番地

イトーピア浜離宮マンション建替組合
代表清算人 林 俊幸

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年三月二十五日横浜市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

神奈川県横浜市区南区南幸二丁目一番二二号

横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合
代表清算人 中山 久招